

大個審答申第 76 号
平成 27 年 11 月 27 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 赤津 加奈美

大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 26 年 1 月 29 日付け大住江政第 286 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が平成 26 年 1 月 7 日付け大住江政第 265 号により行った開示請求却下決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 25 年 12 月 24 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「亡夫の住民票の写しにかかる交付請求書 平成 25 年 9 月 30 日～12 月 24 日まで（異議申立人が請求したものを除く）」を求める旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る情報を「開示請求者が請求したものを除く亡夫の住民票の写しにかかる交付請求書（平成 25 年 9 月 30 日から平成 25 年 12 月 24 日まで）」に記録された情報（以下「本件情報」という。）と特定した上で、条例第 23 条第 2 項に基づき、却下する理由を次のとおり理由を付して、本件決定を行った。

記

「開示請求者が請求したものを除く請求者の亡夫の住民票の写しにかかる交付請求書（平成 25 年 9 月 30 日から平成 25 年 12 月 24 日まで）は、大阪市個人情報保護条例第 2 条 2 項に規定する『個人情報』である『生存する個人に関する情報』に該当せず、また、当該相続人の個人情報の性質を有する『相続財産に関する情報』に該当しないことから、同条例第 17 条に規定する『本人』に該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 26 年 1 月 10 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条第 1 号に基づく異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 開示請求却下決定通知書の処分を取消し、公開請求に記載した正規文書の公開を求める。
- 2 死亡した夫の役員死亡保険金について会社と話し合っている中、勝手に住民票を取られ保険金も出てしまい、会社は話し合いももってくれなくなった。
- 3 だれが何の目的で取ったのかがわかれば少しでも交渉ができるのではと思いどうしても教えていただきたい。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件請求は、妻である異議申立人が死亡した夫の保有個人情報について開示請求を求めたものである。
- 2 条例において、死者は自己情報の開示請求等の権利を行使しえないことなどから、個人情報保護制度の対象とする個人情報を「生存する個人に関する情報」(条例第 2 条第 2 号)に限っており、死者に関する情報については、制度の対象外とするものであるが、相続財産に関する情報のように、相続人の個人情報の性質も有し、当該個人を識別できる情報については、当該相続人の個人情報として保護の対象となるものとされている。
- 3 実施機関で本件情報が生存する個人に関する情報に該当する情報であるかを検討したところ、「生存する個人に関する情報」に該当せず、また、被相続人から相続した財産に関する情報であるか検討したところ、相続人個人に関する情報と認める事情はなく、異議申立人の保有個人情報に該当しないと判断した。
- 4 したがって、本件情報が生存する個人に関する情報に該当せず、また、相続財産に関する情報にも該当しないことから、条例第 17 条第 1 項に規定する開示請求権のある「本人」に係る情報に該当しないため、本件決定を行った。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件情報について

本件情報は、異議申立人の亡夫の住民票の写しに係る交付請求書に記録された亡夫の情報である。

3 争点

実施機関は、本件情報は異議申立人の亡夫の情報であって、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないことを理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は、本件決定を取り消し、開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件情報が異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するか否かである。

4 異議申立人を本人とする保有個人情報該当性について

(1) 条例第17条について

条例第17条は、何人も、実施機関に対して、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができるとともに、本人に代わって開示請求をすることができる者の範囲を定めたものである。

本条に基づいて開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」に限られる。したがって、自己以外の者に関する情報については、たとえ家族に関するものであっても本条第2項に規定する未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示の請求の場合を除き請求することはできない。

(2) 死者に関する情報に係る開示請求について

条例に基づく開示請求の対象となる個人情報は、条例第2条第2号において、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と規定されている。

この定義に照らせば、条例に基づく保有個人情報の開示請求権を行使できる主体は、生存する請求者本人であり、死者に関する情報は制度の対象外とされていることから、死者に関する情報を他者が開示請求することは認められない。

しかしながら、死者に関する情報のすべてが開示請求の対象とならないと解することは相当ではなく、死者に関する情報であっても、それが同時に請求者本人の情報でもあると認められる事情がある場合には、請求者本人の情報として扱い、開示

請求の対象となると解すべきである。

例えば、相続財産に関する情報のように、死者に関する情報であると同時に相続人である請求者本人の個人情報の性質も有し、当該個人を識別することができる情報については、当該請求者の個人情報として開示請求の対象となると解すべきである。

(3) 異議申立人を本人とする保有個人情報該当性について

ここで、本件情報は、異議申立人の亡夫の住民票の写しに係る交付請求書に記録された情報であって、異議申立人自身の個人情報であるとは明らかに認められない。

また、当審議会において本件情報を実際に見分したところ、相続に関する情報の記載は見当たらなかったことから、本件情報は、異議申立人の亡夫の情報であると同時に異議申立人自身の個人情報であると認めることはできない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、前記第3の異議申立人の主張の中で本件情報の必要性について強く主張しているが、個人の権利利益の保護を目的として、本人に関する個人情報について開示請求等する権利を具体的に保障したこの制度の趣旨や目的に照らせば、本件に関して開示請求を認めることはできない。

なお、本人又は本人と同一の世帯に属する者以外の者の申出による住民票の写し等の交付については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第1項柱書で「当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項のみが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。」と規定した上で、同項第3号で「前2号に掲げるもののほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者」と規定されており、正当な理由があれば本人又は本人と同一の世帯に属する者以外の者に対する住民票の写し等の交付は法律上認められているものである。

5 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 玉田裕子、委員 豊永泰雄、委員 久末弥生、委員 村田尚紀

委員 川島裕理

(参考) 答申に至る経過

平成 25 年度諮問受理第 105 号

年 月 日	経 過
平成 26 年 1 月 29 日	諮問
平成 27 年 3 月 6 日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成 27 年 4 月 22 日	審議 (論点整理)
平成 27 年 5 月 8 日	異議申立人から意見書の提出
平成 27 年 5 月 14 日	意見陳述
平成 27 年 10 月 1 日	審議 (答申案)
平成 27 年 11 月 27 日	答申